

## 薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について(平成29年8月30日適用)

現在、医療機関等で保険診療に用いられる医療用医薬品として官報に告示されている(薬価基準に収載されている)品目は約1万6千程度あり、本リストはその内容等をお示ししたものです。

このうち、新しい効能や効果を有し、臨床試験(いわゆる治験)等により、その有効性及び安全性が確認され、承認された医薬品を「先発医薬品」と、また、先発医薬品の特許が切れた後に、先発医薬品と成分や規格等が同一で、治療的に同等であるとして承認される医薬品を「後発医薬品」(いわゆるジェネリック医薬品)と呼んでいます。

本リストでは、医療機関等における円滑な事務の推進を図る観点から、「先発医薬品」、「同一剤形・規格の後発医薬品がある先発医薬品」及び「診療報酬において加算等の算定対象となる後発医薬品」、「後発医薬品のある先発医薬品」に該当する品目も併せてお示しています。

また、昭和42年以前に承認・薬価収載された医薬品のうち、価格差のある後発医薬品があるものについては、「準先発品」としてお示しています(内用薬及び外用薬に限る。)(1~4の資料)。

なお、後発医薬品として承認された医薬品であっても、先発医薬品と薬価が同額又は高いものについては、診療報酬における加算等の算定対象とならない後発医薬品としており、該当する品目には「★」印を付けています(1~5の資料)。「後発医薬品のある先発医薬品」であっても、後発医薬品と同額又は薬価が低いものについては、診療報酬における加算等の算定対象とならない「後発医薬品のある先発医薬品」としており、該当する品目には「☆」印を付けています(5の資料)。

また、「※」は、品名の次に括弧書によって医薬品製造販売業者名の略称を加えたことを示します。

### 凡例

区分	内用薬(口から飲み込むお薬)、注射薬、外用薬(軟膏、坐薬、吸入薬、うがい薬など)、歯科用薬剤の別
薬価基準収載医薬品コード	薬価基準に掲載されている医薬品の分類コード
成分名	当該医薬品の有効成分の名称(配合剤で非常に多くの医薬品成分を含む場合には省略しています。)
規格	有効成分の含有量(5mg、10mgなど)や剤形(錠剤、カプセル剤などの別)を示しています。同じ規格に見えても、徐放性になっているなどの場合は、異なる作用の仕方しますので、医療機関や薬局でご確認ください。
品名	製薬企業が製造販売している個別の医薬品名
メーカー名	当該医薬品を製造販売している企業名
同一剤形・規格の後発医薬品がある先発医薬品	本項目は、保険薬局において、薬剤情報提供文書により、調剤した薬剤に対する後発医薬品に関する情報提供を行う際の参考情報として、お示しするものです。同一の含量であって、剤形が「錠剤(普通錠・口腔内崩壊錠)、カプセル、分散錠、粒状錠等」、「散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤等」、「液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤等」又は容器が「瓶、管、袋等のもの」については、「同一剤形・規格」とし、昭和42年以前に承認・薬価収載された医薬品であって、同一剤形・規格で価格差のある後発医薬品があるもの(内用薬及び外用薬に限る。)については、「準先発品」として同一剤形・規格の後発医薬品があるものと整理しています。なお、全ての後発医薬品が経過措置として使用期限を定められている場合は、同一剤形・規格の後発医薬品がある先発医薬品に含めません。
薬価	1錠あるいは1gなど規格当たりの価格
経過措置による使用期限	他の製薬企業に製造販売の承認取得者の地位が承継される、医療上の需要がなくなる等の理由により、製薬企業から薬価基準収載品目削除願の提出があった医薬品については、経過措置として、保険診療に用いることができる期限が定められており、これに該当する医薬品についてその期限を示したものと

### 目次

#### 1. 内用薬

[Excel](#) [2,467KB] 8月30日

[PDF](#) [8,337KB] 8月30日

#### 2. 注射薬

[Excel](#) [979KB] 8月30日

[PDF](#) [3,264KB] 8月30日

### 3. 外用薬

[Excel](#) [607KB] 8月30日

[PDF](#) [2,086KB] 8月30日

### 4. 歯科用薬剤

[Excel](#) [37KB]

[PDF](#) [88KB]

### 5. その他(各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報)

各先発医薬品における後発医薬品の有無及び後発医薬品について、1:後発医薬品がない先発医薬品(後発医薬品の上市前の先発医薬品等)、2:後発医薬品がある先発医薬品(先発医薬品と後発医薬品で剤形や規格が同一でない場合等を含む。ただし、全ての後発医薬品が経過措置として使用期限を定められている場合を除きます。後発医薬品と同額又は薬価が低いものについては、「☆」印を付しています。)と3:後発医薬品(先発医薬品と同額又は薬価が高いものについては、「★」印を付しています。)として分類しています。なお、昭和42年以前に承認・薬価収載された医薬品及び平成28年度診療報酬改定における「基礎的医薬品」の対象成分については、「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」は空欄となっています。

「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」(厚生労働省平成25年4月5日)に基づく後発医薬品の数量シェア(置換え率)※における『後発医薬品のある先発医薬品』が2で分類される品目であり、『後発医薬品』が3で分類される品目であるため、置換え率を算出する際には、こちらの情報をご活用ください。

※後発医薬品の数量シェア(置換え率)=[後発医薬品の数量]/([後発医薬品のある先発医薬品の数量]+[後発医薬品の数量])  
=[3で分類される品目の数量(★を除く)]/([2で分類される品目の数量(☆を除く)]+[3で分類される品目の数量(★を除く)])

[Excel](#) [2,463KB] 8月30日

[PDF](#) [7,091KB] 8月30日

(「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」欄の区分が途中で切り替わる品目は、備考欄にその変更日を記載しています。)

#### 【過去情報はこちら】

[Excel](#) [2,637KB] (平成27年12月11日～平成28年3月31日の期間における算出にはこちら。)

[Excel](#) [2,257KB] (平成28年4月1日～平成28年4月19日の期間における算出にはこちら。)

[Excel](#) [2,256KB] (平成28年4月20日～平成28年5月24日の期間における算出にはこちら。)

[Excel](#) [2,259KB] (平成28年5月25日～平成28年6月16日の期間における算出にはこちら。)

[Excel](#) [2,302KB] (平成28年6月17日～平成28年6月28日の期間における算出にはこちら。)

[Excel](#) [2,302KB] (平成28年6月29日～平成28年8月30日の期間における算出にはこちら。)

[Excel](#) [2,336KB] (平成28年8月31日～平成28年11月17日の期間における算出にはこちら。)

[Excel](#) [2,348KB] (平成28年11月18日～平成28年12月6日の期間における算出にはこちら。)

[Excel](#) [2,348KB] (平成28年12月7日～平成28年12月8日の期間における算出にはこちら。)

[Excel](#) [2,347KB] (平成28年12月9日～平成28年12月20日の期間における算出にはこちら。)

[Excel](#) [2,348KB] (平成28年12月21日～平成29年2月14日の期間における算出にはこちら。)

[Excel](#) [2,351KB] (平成29年2月15日～平成29年3月16日の期間における算出にはこちら。)

[Excel](#) [2,387KB] (平成29年3月17日～平成29年5月23日の期間における算出にはこちら。)

[Excel](#) [2,390KB] (平成29年5月24日～平成29年5月30日の期間における算出にはこちら。)

[Excel](#) [2,391KB] (平成29年5月31日～平成29年6月15日の期間における算出にはこちら。)

[Excel](#) [2,461KB] (平成29年6月16日～平成29年8月29日の期間における算出にはこちら。)

問い合わせ先 厚生労働省保険局医療課(内線3287)